

ちがさき都市マスタープラン改定の体制及び進め方等

1. 概 要

(1) 都市マスタープランとは

都市マスタープランとは都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、市町村が、都市づくりの方針を、住民の意見を反映しながら策定する計画になります。この「基本的な方針」は、今後の市町村都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定等に際しての指針となるものです。

(2) これまでの経緯

現行の「ちがさき都市マスタープラン」は、平成 9 年 8 月に策定された都市マスタープランを市民参画中心としたプランとして平成 20 年 6 月に改定し、平成 26 年 3 月には施策の進捗や社会情勢の変化等に対応するため、「東日本大震災の教訓を活かした都市づくり」と「低炭素まちづくり」の視点で一部見直しを行いました。

また、将来都市像「湘南の快適環境都市 ～みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき～」の実現に向けて、住環境整備の視点では、土地利用の基本理念や基本原則を定めた「茅ヶ崎市土地利用基本条例」を平成 23 年 3 月に制定するとともに、地域の特性にあった景観形成のため「茅ヶ崎市屋外広告物条例」（平成 22 年 12 月）の制定、「建築物の高さ規制区域の拡大」（平成 22 年 4 月）、「敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入」（平成 24 年 2 月）などに取り組んできました。

なお、平成 21 年に発足した「ちがさき都市マスタープラン確認委員会」では、将来都市像の実現に向け、その骨組みとなる「重点的に取り組む施策」、「市民と協働で取り組む戦略プラン」の進捗状況を確認してきました。確認委員会の施策に対する確認の視点は、市民の目線から進捗を確認するもので、各委員の意見を集約した報告書を毎年作成し、ホームページや情報公開コーナーで公表してきました。

(3) 見直しの背景・目的

昨今の社会経済状況の全国的な課題として、「人口の減少」、「都市の縮小」、「防災・減災対策」、「少子高齢化による年齢階層別人口の偏り」、「厳しい財政状況」等が挙げられます。本市においても、平成 32 年をピークに人口が減少していくと推計されているとともに、大規模地震の切迫性も危惧されており、今後同様の課題に直面すると考えられます。

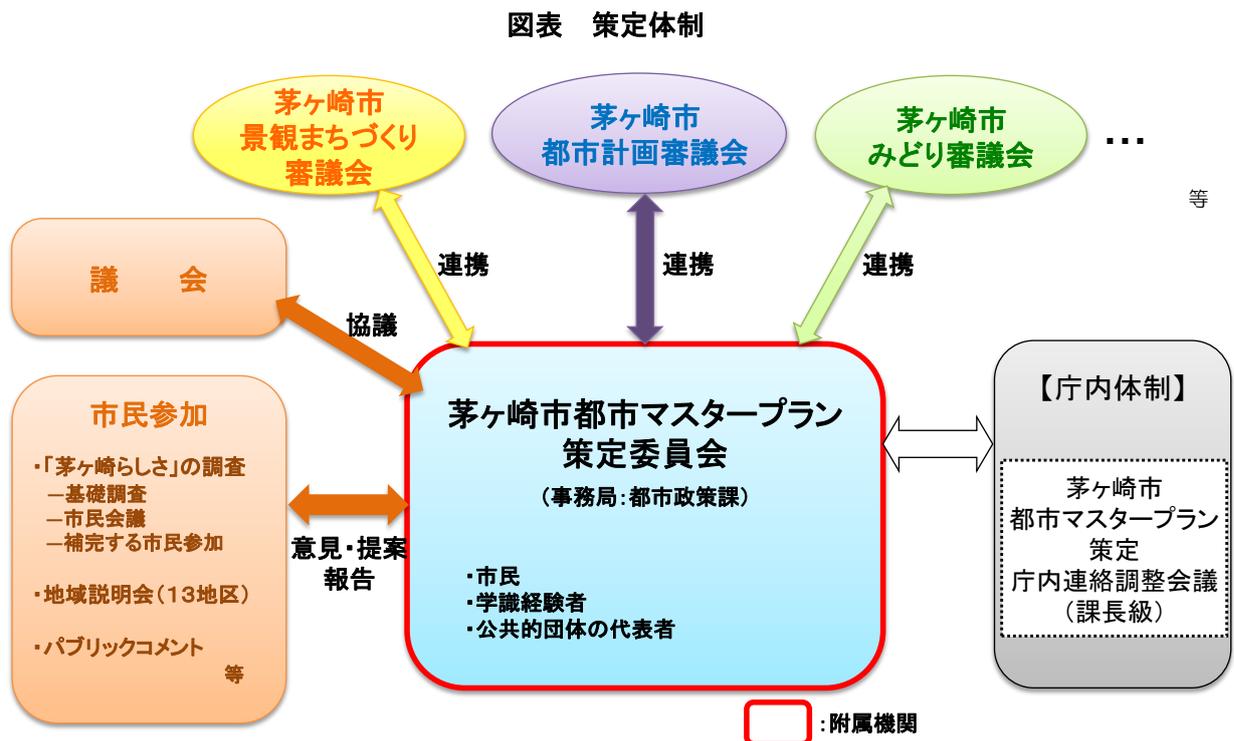
これらの問題に対応するために、平成 20 年 6 月の改定から約 10 年、平成 26 年 3 月の一部見直しから約 5 年が経過する平成 30 年度に「ちがさき都市マスタープラン」の全面的な見直しを図り、今後 10 年間にわたるまちづくりの方向性を明確にするとともに、ちがさき都市マスタープランの推進方策や進行管理体制についても検討を行います。

2. ちがさき都市マスタープランの策定体制

(1) 策定体制の関係性

「ちがさき都市マスタープラン」の改定にあたり、「茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会」及び「茅ヶ崎市都市マスタープラン策定庁内連絡調整会議」を設置し、検討を進めます。

改定にあたっては、他の審議会とも報告・連携しながら、検討を進めます。



なお、「茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会」及び「茅ヶ崎市都市マスタープラン策定庁内連絡調整会議」の設置目的は次のとおりです。

○茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会

現行計画における実績・進捗状況の把握、分析、課題の整理、計画の見直しを検討します。

○茅ヶ崎市都市マスタープラン策定庁内連絡調整会議

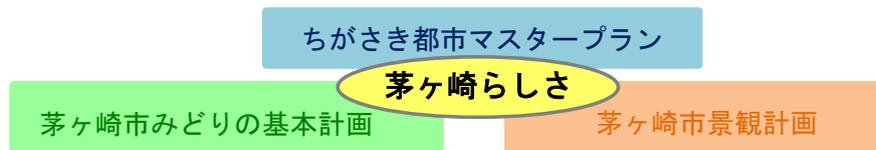
庁内の連絡調整を図ります。また、策定委員会に諮る検討事項・内容について事前に協議する作業部会的位置づけとします。

(2) 3計画の連携について

同時期に改定を予定している「茅ヶ崎市みどりの基本計画」や「茅ヶ崎市景観計画」とは、以下の3つの連携を図りながら進めます。

①改定コンセプトの連携

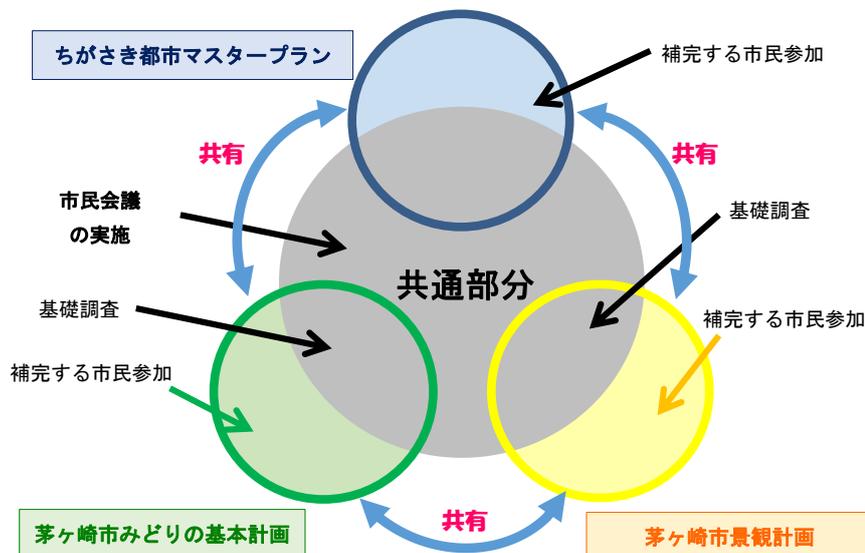
茅ヶ崎に「住みたい、住み続けたい」と思うまちとするため、茅ヶ崎の魅力や価値を向上させる「茅ヶ崎らしさ」を共通の改定コンセプトとします。



②共通コンセプトに関わる市民参加の連携

共通の改定コンセプトである「茅ヶ崎らしさ」の要素を抽出する方法の一つとして、合同で市民会議（市民参加）を行います（共通部分）。なお、市民会議（市民参加）には、3計画に関連する各審議会の委員の参加を予定しており、内容の共有化を図ります。（※詳細は、資料4にて説明します。）

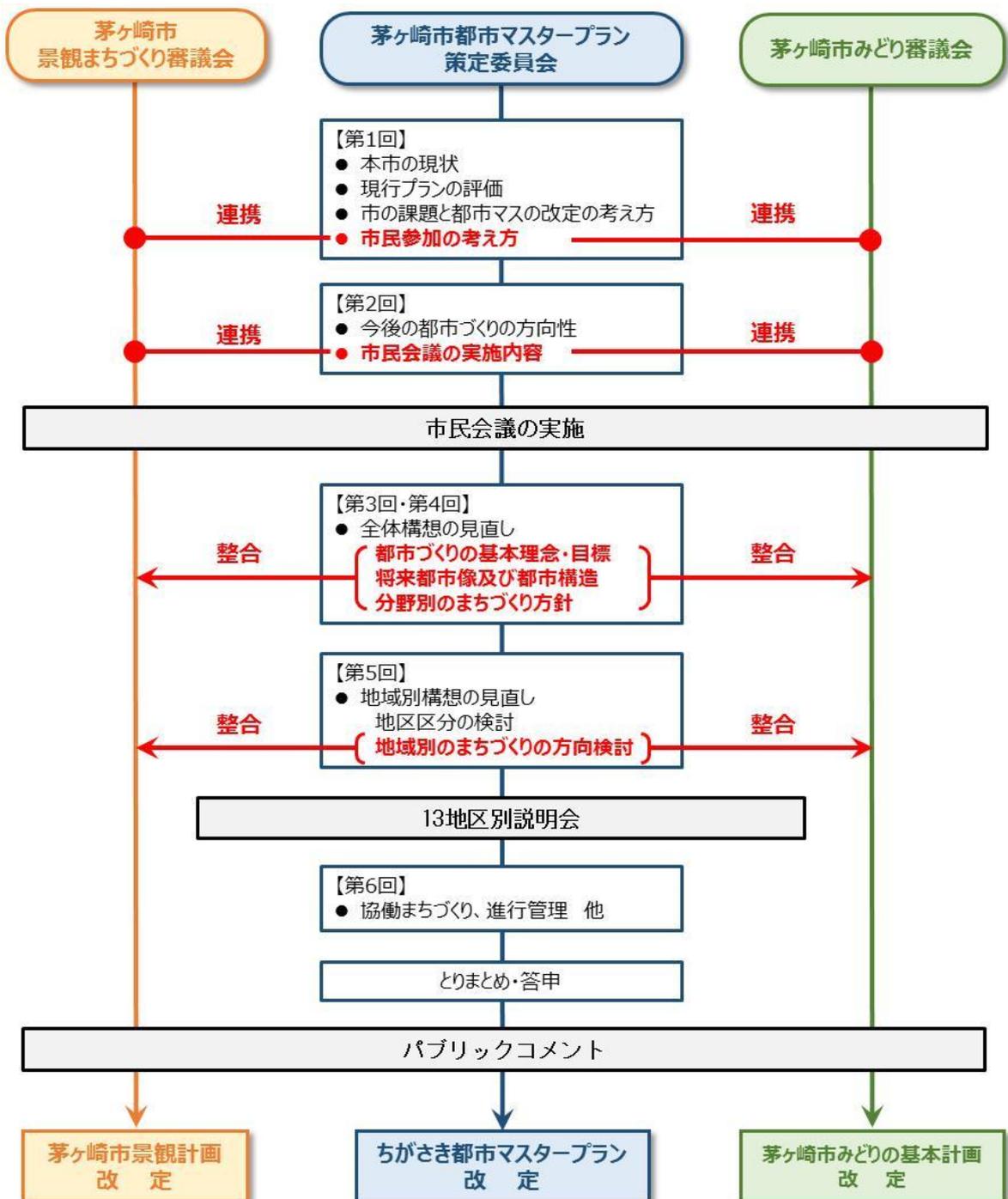
その他、各計画で実施する『補完する市民参加』や『パブリックコメント』においても、実施時期を含めて連携を図ります。



③審議会の連携

「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の検討・改定を行う「茅ヶ崎市みどり審議会」や「茅ヶ崎市景観計画」の検討・改定を行う「茅ヶ崎市景観まちづくり審議会」とは、共通コンセプトである「茅ヶ崎らしさ」を協議すると共に、3つの審議会におけるそれぞれの議論を一体性を持って進めるために、開催時期や報告のタイミングについて、全体的なイメージを共有しながら進めます。

図表 審議会の連携イメージ



4. 策定全体スケジュール

□ : 3計画共通

項目	平成29年度												平成30年度												
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定作業の概要	まちづくり課題、都市の方向性イメージ案			茅ヶ崎市が目指す都市の方向性イメージ案の加筆・修正						全体構想策定（素案作成）						改定草案とりまとめ			計画内容調整（関係各課への照会、最終調整）			改定案策定	記者発表県報告		
茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会	●																								
茅ヶ崎市都市マスタープラン策定庁内連絡調整会議		●																							
市民会議	市民会議の企画・検討		市民会議																						
その他市民参加（補完）		補完する市民参加の企画・検討		補完する市民参加の実施（予定）																					
地域説明会（13地区予定）																									
パブリックコメント																									
茅ヶ崎市都市計画審議会 ※年度末に報告、その他必要に応じて報告	○	○				○				○															
茅ヶ崎市 景観まちづくり審議会（○）	○																								
茅ヶ崎市 みどり審議会（☆）	☆																								
茅ヶ崎市公共交通会議（←→） ※必要に応じて報告																									
茅ヶ崎市環境審議会（○） ※必要に応じて報告	○																								

<参考>

茅ヶ崎市都市マスタープラン策定庁内連絡調整会議 委員構成

課 名	主な所掌事項
企画経営課	総合計画に関する所管課
広域事業政策課	広域的な連携に関する所管課
施設再編整備課	公共施設の総合管理計画に関する所管課
防災対策課	防災に関する所管課
産業振興課	産業、商業、観光、工業に関する所管課
拠点整備課	市内拠点に関する所管課
文化生涯学習課	文化・生涯学習に関する所管課
高齢福祉介護課	高齢福祉に関する所管課
子育て支援課	子育てに関する所管課
環境政策課	環境に関する所管課
都市計画課	都市計画決定に関する所管課
都市政策課	都市政策に関する所管課
景観みどり課	景観、みどりに関する所管課
建築指導課	建築行為に関する所管課
開発審査課	開発行為に関する所管課
道路管理課	道路の維持管理に関する所管課
道路建設課	道路の整備・改良に関する所管課
公園緑地課	公園整備、緑地管理に関する所管課
下水道河川建設課	下水道の整備に関する所管課
下水道河川管理課	下水道の維持管理に関する所管課